

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額（所得税法別表に基づく）を差し引いて計算します。

給与所得者については、必要経費にかわるものとして、所得税法別表5に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。

給与収入額から給与所得控除額及び該当者のみ所得金額調整控除額を引いた金額が給与所得です。

主たる給与以外の合算所得があれば、その所得の合計額が表示されます。

右側の「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所に★印が入ります。

総所得金額は給与所得とその他の所得計を合算したものを表示しています。

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。ここでは、すべての所得を合計して所得割額を計算する「総合課税」と他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を表示しています。

総合課税

総所得金額①から所得控除合計額②を差し引いた額を表示しています（①－②）。（千円未満切捨）

分離課税

分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年以下保有）
分離長期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年超保有）
山林所得	山林（立木）の伐採または譲渡による所得（5年内は事業または雑所得）
株式等の譲渡等	株式等の有価証券の譲渡による所得（平成22年度より所得税の確定申告で上場配当を分離申告し、株式等譲渡損失がある場合、その損益通算後の金額を表示します。）
先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による雑所得

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得

給与収入		主たる給与		役員等		不利益配当		雑所得	
給与所得		以外の合算		所得区分					
その他の所得等									
総所得金額①									

所得控除

雑損		障・寡・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計③	

（控除）

住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除の適用がある場合は、それぞれ市民税・県民税の税額控除額を表示しています。

株式等の譲渡には、分離配当を申告した場合、損益通算後の金額を表示しています。

課税標準

総所得③	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
山林所得	
株式等の譲渡	
先物取引	

税額

市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
額	森林環境税額⑧		
	年税額(特別徴収税額)⑨		
	控除不足額⑩		
	充当・委託納付した額⑪		
	既納付額等⑫		
	超過付額⑬-⑭-⑮①		
	変更前税額⑬		
	増減額(⑨-⑬)		
変更月			月

納付額

6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

受給者番号

氏名

住所

指定番号

冠名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2（第28条の4）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市税に対して審査請求をすることができます。なお、処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。この特別徴収税額の決定（変更）の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る徴収の迅速を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市税が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する徴収を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても徴決がないとき、②処分、処分の執行又は千般きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他徴決を経ないことにつき正当な理由があるときは、徴決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先：078-647-9300
神戸市個人市民税担当

神戸市市税事務所長

神戸市市税事務所長の印

【所得控除】

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示
医療費	医療費控除額を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示
地震保険料	地震保険料等の控除額を表示
障・寡・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額を表示
配偶者	配偶者控除額を表示
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
扶養	扶養控除額を表示
基礎	基礎控除額を表示

※各所得控除についての説明は、通知書裏面またはホームページ上に記載しています。

下記控除額の合計額を表示しています。

人的控除の内訳を表示しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「★」を表示	未成年者	未成年者の場合「★」を表示
		特障	特別障害者の場合「★」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「★」を表示	他障	普通障害者の場合「★」を表示
		寡婦	寡婦の場合「★」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合「★」を表示
同老	同居老親等の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「★」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示		
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示（控除対象外）		
その他	一般扶養親族の人数を表示		
同障	同居特別障害者の人数を表示		
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		
繰越損失	繰越損失がある場合「★」を表示		

【税額】

税額控除前所得割額④
課税総所得金額（③）に税率（市民税8％・県民税2％）を乗じて計算します。

税額控除額⑤
定額減税、調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を表示しています。

所得割額⑥＝税額控除前所得割額（④）－税額控除額（⑤）です。

市県民税は前年の所得金額及び所得控除に応じて課税される所得割（⑥）と、均等割によって課税される均等割（⑦）があります。

年税額（特別徴収税額）⑨＝所得割額（⑥）＋均等割額（⑦）＋森林環境税額（⑧）

控除不足額⑩は、所得割額（⑥）により控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額です。

充当・委託納付した額⑪は、配当割額・株式等譲渡所得割額を市民税・県民税・森林環境税に充当・委託納付した場合の金額です。

既納付額等⑫は、当該年度分で市民税・県民税・森林環境税の納付済みの税額及び公的年金からの特別徴収税額（未納分を含む。）がある場合に表示します。

変更前税額⑬は減免申請などにより税額が変更になった場合、変更前の税額を表示します。